

2022年9月15日

## 新型コロナウイルス感染症に関する特別措置の見直しについてのご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

当組合は、2020年4月から実施している入院の特別措置（以下、「みなし入院」といいます。）について、2022年9月26日（月）以降のお支払いの対象を以下のとおり見直します。

### <「みなし入院」による入院共済金のお支払い対象>

9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方

<重症化リスクの高い方（みなし入院の対象となる方）>

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬を投与または新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠されている方

※ 9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方については上記対象の方に限らず入院共済金のお支払い対象になります。

### <今般の見直しの背景等>

当組合の入院共済金は、事業規約において、「医師による治療が必要」であること、かつ「病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨を定めています。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅での療養が行われることとなりました。

こうした状況を受けて、宿泊施設や自宅での療養について感染症法上の入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、入院が必要にもかかわらず、宿泊施設

または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については「入院」と同等に取り扱い、共済金をお支払いする対応を実施してまいりました。

今般、政府において、9月26日から発生届の対象を重症化リスクの高い方に限定するとともに、その政策をwithコロナに向けた新たな段階に移行することとされました。

こうした状況変化を踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日（月）以降については「みなし入院」による入院共済金のお支払い対象を重症化リスクの高い方へと見直すこととさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 注意点

今後の法改正等やその他社会情勢に鑑み、その取扱いをさらに変更する場合があります。その場合には、改めてご案内いたします。

以上

〈お問い合わせ先〉

愛知県共済生活協同組合

電話番号：0120-08-5555

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝を除く）

※電話番号のおかけ間違いには、十分ご注意ください。